

平成28年熊本地震による被災企業の復興支援に向けた
有価証券上場規程等の一部改正について

2016年5月31日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年5月31日から施行します。
本年4月14日より発生している平成28年熊本地震は、九州地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしているほか、インフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に大きな影響を及ぼしております。
そこで、被災企業の復興を支援し、もって我が国経済の活性化に寄与する観点から、平成28年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、震災の影響に配慮した特例を新設いたします。

I 改正概要

1. 上場審査基準の特例

(1) 監査意見

- ・上場申請会社において、平成28年熊本地震により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

2. 上場廃止基準の特例

(1) 債務超過

- ・上場会社が、平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

(2) 業績

- ・JASDAQの上場会社が、平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合は、その年度の業績は対象外とします。

(備 考)

- ・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第716条
- ・市場変更基準等についても同様とします。

- ・規程第717条
- ・指定替え基準においても1年間の猶予期間を新設します。

- ・規程第721条

3. その他

(1) 再申請に係る上場審査料の無料化

- ・平成28年熊本地震により上場承認に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

・有価証券上場規程施行規則第703条の3

II 施行日

- ・本年5月31日から施行します。
- ・項番2については、本年4月14日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上